

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備等に関する政令（案）の概要

改正対象

以下の政令の一部を改正する。

- 1．金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
- 2．中小企業等協同組合法施行令（昭和 33 年政令第 43 号）
- 3．農業協同組合法施行令（昭和 37 年政令第 271 号）
- 4．信用金庫法施行令（昭和 43 年政令第 142 号）
- 5．銀行法施行令（昭和 57 年政令第 40 号）
- 6．長期信用銀行法施行令（昭和 57 年政令第 42 号）
- 7．労働金庫法施行令（昭和 57 年政令第 46 号）
- 8．貸金業法施行令（昭和 58 年政令第 181 号）
- 9．金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成 5 年政令第 31 号）
- 10．水産業協同組合法施行令（平成 5 年政令第 328 号）
- 11．保険業法施行令（平成 7 年政令第 425 号）
- 12．農林中央金庫法施行令（平成 13 年政令第 285 号）
- 13．信託業法施行令（平成 16 年政令第 427 号）
- 14．株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成 19 年政令第 367 号）
- 15．証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令（昭和 63 年政令第 196 号）
- 16．協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和 57 年政令第 44 号）
- 17．投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令第 480 号）
- 18．証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 19 年政令第 233 号）
- 19．消費生活協同組合法施行令（平成 19 年政令第 373 号）

金融商品取引法施行令の一部改正

1．信用格付業者に対する規制の導入

（1）事業報告書の提出期限

信用格付業者が事業年度ごとに作成することとされている事業報告書の提出期限

を、毎事業年度経過後三月とする（第 18 条の 4 の 2 ）。

（ 2 ）説明書類の縦覧を開始するまでの期間

信用格付業者が事業年度ごとに作成することとされている説明書類の縦覧を開始するまでの期間を、毎事業年度経過後四月とする（第 18 条の 4 の 3 ）。

2 . 金融 A D R 制度の導入

（ 1 ）苦情処理手続又は紛争解決手続の業務委託ができる他の法律の規定による指定を受けた者として、指定紛争解決制度が創設された全ての法律上の指定を規定する（第 19 条の 7 ）。

（ 2 ）紛争解決機関に係る指定の要件として、業務規程に異議を有する金融商品取引関係業者の割合を 1 / 3 以下とする旨を規定する（第 19 条の 8 ）。

（ 3 ）名称の使用制限の適用除外となる者として、指定紛争解決制度が創設された全ての法律上の指定を受けた者を規定する（第 19 条の 9 ）。

3 . 外国市場デリバティブ取引への分別管理義務の導入

外国市場デリバティブ取引について、分別管理義務の対象にする旨を規定する（第 16 条の 15 ）。

4 . 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ（原則、施行日は改正商品取引所法（商品先物取引法）の関連規定の施行日に合わせる）

（ 1 ）株式会社金融商品取引所に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者として株式会社商品取引所を、金融商品取引所持株会社に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者として商品取引所持株会社を規定する（第 1 条の 20、第 1 条の 21 ）。

（ 2 ）既に規定されている外国金融商品取引所と同様に、外国商品取引所による金融商品取引所への資本参加が可能となるよう、認可を受けて、金融商品取引所の 50% までの議決権を取得・保有することができる者に外国商品取引所を追加する（第 19 条の 3 の 3 ）。

（ 3 ）金融商品取引所の議決権保有制限に関して、金融商品取引所又は商品取引所が株主となる場合の扱いを同等とするため、その議決権の合算対象から商品取引所を除外する等、所要の規定の整備を行う（第 19 条の 3、第 19 条の 3 の 3、第 19 条の 3

の 3 の 2、第 19 条の 3 の 4 の 2)。

- (4) 金融商品取引所の 20%以上の議決権を保有する商品取引所に対する報告徴取・検査権限について、金融商品取引所の主要株主に対する報告徴取・検査権限と同等の扱いとする等、金融庁長官の権限委任について所要の規定の整備を行う(第 38 条の 2、第 43 条の 5、第 43 条の 6、第 44 条、第 44 条の 4)。

5. 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し

- (1) 「有価証券の売出し」に該当しない有価証券の取引

「有価証券の売出し」に該当しない取引として、店頭売買有価証券市場における有価証券の取引、店頭売買有価証券の P T S における取引を追加する(第 1 条の 7 の 3)。

- (2) 「有価証券の売出し」に該当しない売付け勧誘等

「適格機関投資家のみを相手方とする売付け勧誘等」が「有価証券の売出し」に該当しない要件である「適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合」として、株券等の場合には、

- (イ) 当該株券等の発行者が上場株券等を既に発行していないこと
- (ロ) 当該株券と同一種類の有価証券が特定投資家向けでないこと
- (ハ) 適格機関投資家以外の者に譲渡を行わないことを定めた譲渡制限契約を締結することを取得の条件として売付け勧誘等を行う場合であることを定める(第 1 条の 7 の 4)。

「売付け勧誘等」が少数向け勧誘に該当しないための人数通算規定として、売付け勧誘等の勧誘者数に当該売付け勧誘等を行う日以前 1 月以内に行われた同一種類の他の有価証券の売付け勧誘等の勧誘者数を合計した人数が 50 名以上となる場合を規定する(第 1 条の 8 の 3)。

「少数向けの売付け勧誘等」が「有価証券の売出し」に該当しない要件である「多数の者に所有されるおそれが少ない場合」として、株券等の場合には、

- (イ) 当該株券等の発行者が上場株券等を既に発行していないこと
 - (ロ) 当該株券と同一種類の有価証券が特定投資家向けでないこと
- を定める(第 1 条の 8 の 4)。

- (3) 売出しの届出を要しない有価証券の売出しの要件

開示規制の適用が免除される「外国証券売出し」として、以下の全ての要件を満たすものを規定する(第 2 条の 12 の 3)。

対象有価証券について発行国において流通市場があること又は対象有価証券が

外国金融商品取引所に上場されていること。

インターネット等により容易に対象有価証券の価格情報及び発行者情報が取得できること。

6. その他

(1) 開示規制が適用されない信託の受益権の範囲

金融商品取引法第 2 章の規定（開示規制）が適用される「信託の受益権」の範囲から除かれるものとして、法第 43 条の 2 第 2 項に規定する信託の受益権に類するものとして内閣府令で定める信託の受益権を追加する（第 2 条の 10 第 1 項第 1 号リ）。

(2) 開示規制が適用されない組織再編成対象会社の範囲

組織再編成対象会社の範囲から除かれるものとして、吸収分割会社及び新設分割会社のうち、組織再編成により新たに発行される有価証券をすべて取得し、又は組織再編成により交付される既に発行された有価証券をすべて取得するものを規定する（第 2 条の 2 ）。

中小企業等協同組合法施行令、農業協同組合法施行令、信用金庫法施行令、銀行法施行令、長期信用銀行法施行令、労働金庫法施行令、貸金業法施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、水産業協同組合法施行令、保険業法施行令、農林中央金庫法施行令、信託業法施行令、証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令の一部改正

金融 A D R 制度の導入等について、金融商品取引法施行令の改正に準じて、所要の規定の整備を行う。